

## 地デジ用簡易チューナー無償給付を4月から開始

市は、一定の要件を満たす世帯を対象に、地上デジタル放送用簡易チューナーを現物給付します。

■給付の対象 24年1月1日現在、八幡平市に住所があり、次のいずれかに該当する世帯 ①家族全員が65歳以上 ②家族の誰かが要介護認定(要介護1～5)を受けている ③家族の誰かが「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを持っている

■給付の内容 地上デジタル放送用簡易チューナー1台を給付(1世帯1台限り)

■申請期間 4月2日(月)から27日(金)まで(土・日曜日を除く)、午前9時から午後5時まで(期間内でも、在庫が無くなり次第受け付けを終了)

■申請先 市役所総務課、松尾・安代の各総合支所地域振興課

■持参するもの ①認め印、②介護保険証または身体障害者手帳など(お持ちの人)、③運転免許証など(代理人が申請する場合)

詳しくは、市役所総合政策課政策調整係(4月以降は総務課地域情報係、☎76-2111)まで。

## 空間放射線量測定の結果全地点で指標値を下回る

市は、2月13、14の両日、19カ所で空間放射線量を測定し、全地点で除染の目安である1マイクロシーベルト毎時(μSv/h)を大きく下回りました。

詳しくは、市役所市民課環境衛生係(☎・内線1137)まで。

測定地点	前回	今回	比較
松野保育所	1/23 0.05	2/13 0.04	-0.01
あしる保育所畑分園	" 0.03	" 0.02	-0.01
東慈寺保育園	" 0.03	" 0.03	±0
杉の子保育園	1/24 0.05	2/14 0.06	+0.01
平館保育園	" 0.04	2/13 0.04	±0
大更小学校	" 0.04	2/14 0.05	+0.01
東大更小学校	" 0.05	" 0.05	±0
田頭小学校	1/23 0.03	2/13 0.02	-0.01
平笠小学校	" 0.04	" 0.03	-0.01
平館小学校	" 0.04	" 0.03	-0.01
寺田小学校	" 0.03	" 0.03	±0
松野小学校	" 0.04	" 0.03	-0.01
寄木小学校	" 0.05	" 0.04	-0.01
柏台小学校	" 0.03	" 0.03	±0
安代小学校	" 0.04	" 0.03	-0.01
田山小学校	" 0.04	" 0.02	-0.02
西根中学校	" 0.04	" 0.04	±0
西根第一中学校	" 0.04	" 0.04	±0
松尾中学校	" 0.04	" 0.03	-0.01

単位：マイクロシーベルト毎時(μSv/h)

## 外来の高額療養費に係る現物給付化が始まります

4月1日(日)から、外来に係る高額療養費の現物給付化が始まります。

これまで、自己負担限度額を超える高額な外来診療を受けたとき、いったん医療機関で支払い、後で高額療養費として支給を受けましたが、4月1日からは、事前に交付を受けた認定証などを医療機関の窓口で提示すれば、限度額を超える分を払う必要がなくなります(保険薬局や指定訪問看護事業者も同様です)。

認定証などを医療機関に提示しない場合は、従来どおり、いったん医療機関で支払った後、加入する医療保険者に高額療養費の支給申請をしていただくことになります。

高額療養費の現物給付に必要な認定証は、加入する医療保険者に申請し、交付を受けてください。

認定証の申請方法など詳しくは、ご加入の医療保険者(国民健康保険は市役所保健課国保年金係、4月以降は市民課国保年金係、☎76-2111)まで。

### ■事前の手続きと、病院などで提示するもの

年齢・所得区分	事前の手続き	病院などで提示するもの
69歳以下の人	加入する健康保険組合などに、限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額認定証)の交付を申請	限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額認定証)
70歳以上の人(非課税世帯)	必要ありません	高齢受給者証
70歳以上74歳以下の人(課税世帯)	必要ありません	後期高齢者医療被保険者証
75歳以上の人(課税世帯)	必要ありません	後期高齢者医療被保険者証

### ■自己負担限度額(69歳以下の人)

所得区分	過去1年間で3回目までの自己負担限度額	4回目以降の自己負担額
一般世帯	80,100円+(267,000円を超えた額の1%)	44,400円
上位所得者	150,000円+(500,000円を超えた額の1%)	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

### ■自己負担限度額(70歳以上の人)

所得区分	外来+入院(世帯単位)の限度額	外来(個人単位)の限度額
一般世帯	44,400円	12,000円
現役並み所得者	80,100円+(267,000円を超えた分の1%)、4回目以降は44,400円	44,400円
低所得者II	24,600円	8,000円
低所得者I	15,000円	8,000円

4月から

# 市の組織機構を改正

4月から、市の行政組織・機構が変わります。住民サービスの維持向上を図り、簡素で効率的組織とするため、5部17課を4部14課に再編します。主な改正点は、①市長の意思決定補佐機能強化のため、市長公室を新設、②防災機能強化のため、総務課地域安全係を消防防災係とし、防犯や交通

安全業務を市民課に移設、③地域振興課を2係体制に再編、④庁舎建設対策室を名称変更、⑤市民部と福祉部を統合するとともに、長寿社会課と医療、保健部門を統合し健康福祉課に再編、⑥課や係の統合・再編で効率的な組織構築、などです。なお、事務室の配置は4月号でお知らせします。

(着色した課・係は、変更になった部署)

所属課など	係名	主な改正内容
<b>企画総務部</b>		
市長公室(新設)	秘書広報係	総務課から広報統計係を移設
	総合政策係	総合政策課政策調整係と行政経営係を再編(政策・行革業務担当)
	財政係	財政課から移設
総務課	行政係	秘書業務を市長公室秘書広報係へ
	地域情報係	総合政策課行政経営係を再編(電算や地デジなどの業務担当)
	消防防災係	交通・地域安全業務を市民課に
地域振興課	地域振興係	地域振興課地域振興係を2係に再編
	協働推進係	
庁舎建設推進室		庁舎建設対策室を名称変更
税務課	市民税係	
	資産税係	
収納課	収納管理係	収納第一係、収納第二係、収納第三係を2係に再編
	収納整理係	
<b>市民福祉部(市民部と福祉部を統合)</b>		
市民課	戸籍住民係	
	環境衛生係	
	地域安全係	地域安全業務を総務課から移設
地域福祉課	国保年金係	保健課国保年金係を移設
	生活福祉係	福祉総務係と生活保護係を統合
	障がい福祉係	障害福祉係を名称変更
児童福祉課	児童福祉係	
	子育て支援係	
健康福祉課(名称変更)	地域医療係	保健課保健係を2係に再編
	健康推進係	
	高齢福祉係	
地域包括支援センター	包括支援センター係	
<b>産業部</b>		
農政課	農政係	農業振興支援センターとともに事務室移転(JA八幡平営農経済センターから本庁舎2階へ)
	畜産係	
商工観光課	商工労政係	
	観光振興係	
	企業立地推進係	企業対策室を廃し商工観光課に
<b>建設部</b>		
建設課	管理係	
	土木係	
	建築係	
	都市計画係	

所属課など	係名	主な改正内容
<b>建設部(続き)</b>		
上水道課	総務経営係	
	工務係	
下水道課	管理係	
	工務係	
<b>会計課</b>		
会計課	審査係	
	出納係	
<b>病院・診療所</b>		
西根病院	医局	
	事務局	庶務係と医事係を統合
安代診療所	医局	
	事務局	
田山診療所	医局	
	事務局	
<b>議会</b>		
事務局	議事係	庶務係を議事係に統合
<b>監査委員</b>		
事務局		
<b>教育委員会</b>		
学校教育課	総務係	
	学事係	
	指導係	
生涯学習課	生涯学習係	
	体育振興係	
<b>農業委員会</b>		
事務局	農地調整係	
	農業振興係	
<b>選挙管理委員会</b>		
事務局		
<b>西根総合支所</b>		
地域振興課	地域振興係	
<b>松尾総合支所</b>		
地域振興課	地域振興係	
	市民福祉係	
<b>安代総合支所</b>		
地域振興課	地域振興係	
	市民福祉係	
田山支所	市民係	
	林業係	
土木林業課	林業係	
	産業建設係	

現在、JA八幡平営農経済センター内に事務室がある市役所農政課と農業振興支援センターは、4月2日(月)から市役所本庁舎2階で事務を行います。